

# 県内の新型コロナ労災 —医療・福祉関連で9割を占める—

新型コロナウイルスが2019年12月に武漢市で発生してから約1年半。日本国内でも感染者数が増加、変異株も広がりをみせている。それに伴い、医療・介護現場でも感染が相次いでいる。

厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等（※令和3年5月28日）」をみると、これまでに新型コロナウイルス感染により労災として決定された件数は7,428件。そのうち『医療従事者等』は5,912件となっており、全体の79.6%を占めている。中でも『医療業』は4,296件で総件数の57.8%、『社会福祉・介護事業』に関しては、1,527件で総件数の20.6%を占めた。

医療現場ではさまざまな患者に直接対応するため、念入りに感染防止対策を講じていても感染を完全に防ぐことは難しく、病院・診療所等を問わず、この間、医療機関でのクラスターなども発生している。協会では昨年来、厚生労働省や県に対して、“医療現場での感染リスクに伴う補償”を求めてきたが、未だ実現には至っていない。他県では『診療・検査医療機関』の医療従事者に対し、1日4,000円の危険手当制度が創設されているところもある。協会では今後も感染リスクに対する財政的支援を求めていく。

る労災発生件数は全体で82件あり、そのうち医療・福祉関係が90%を占めた。茨城労働局の担当者によると82件は届出数であり、未届のままとなっているものも可能性としてはあるのではないかとコメントがあった。

【表2】は令和2年と令和3年の1～4月において、新型コロナウイルス感染症に関する労災発生状況を比較したのだが、令和2年と比較して令和3年は発生件数の多いことが見て取れる。総件数で比較すると8倍の差がある。また、各年とも医療・福祉関係が発生数全体の9割を占めており、他業種と比較しても感染リスクが高い状況にある。

医療保健業において病院での発生件数は一定程度見受けられるが、診療所での発生件数が少ないのは、新型コロナウイルス感染症に関して労災申請されていないケースも想定される。業務に起因して感染した場合は労災保険給付の対象となる。労災請求手続きは請求する本人が行うものではあるが、請求人が手続きを行うことが困難である場合は事業主がそのサポートをしなければならない（労働者災害補償保険法施行規則第23条）。新型コロナウイルス感染症に関して労災申請の相談をされる場合は、まず、最寄りの労働基準監督署にご連絡をお願いしたい。

## 茨城県内の新型コロナに関する労災 令和3年は令和2年の8倍に

茨城県内の状況だが、茨城労働局に確認（※5月25日確認）したところによると、令和2年の状況は【表1】のとおり。新型コロナウイルス感染症に関する

【表1】令和2年 茨城県内の新型コロナウイルス感染症に関する労災発生状況（※発生総件数は82件）

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 医療保健業  | 23件<br>(病院21件・診療所2件) |
| 社会福祉施設 | 51件                  |

【表2】茨城県内の新型コロナウイルス感染症に関する労災発生状況  
(令和2年・令和3年 1～4月分比較)

|                  | 令和2年<br>1～4月 | 令和3年<br>1～4月                    | 対前年比     |
|------------------|--------------|---------------------------------|----------|
| 新型コロナ<br>労災発生総件数 | 20件          | 165件                            | +145件(↑) |
| 医療保健業            | 10件<br>※病院のみ | 64件<br>※病院62件<br>診療所1件<br>その他1件 | +54件(↑)  |
| 社会福祉施設           | 8件           | 84件                             | +80件(↑)  |